

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成27年11月19日
【会社名】	株式会社ラクス
【英訳名】	RAKUS Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中村 崇則
【本店の所在の場所】	大阪市北区梅田三丁目4番5号
【電話番号】	06(6346)3640(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理本部長 北川 徹
【最寄りの連絡場所】	大阪市北区梅田三丁目4番5号
【電話番号】	06(6346)3640(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理本部長 北川 徹
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集(売出)金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 312,800,000円 売出金額 (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し 60,000,000円 (注) 募集金額は、会社法上の払込金額の総額であり、売出金額は、有価証券届出書の訂正届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成27年11月4日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集400,000株の募集の条件及び募集に関し必要な事項を平成27年11月18日開催の取締役会において決定し、並びにブックビルディング方式による売出し（オーバーアロットメントによる売出し）60,000株の売出しの条件及び売出しに関し必要な事項が決定したため、これらに関連する事項を訂正するため、また、「第一部 証券情報 募集又は売出しに関する特別記載事項」に「4.親引け先への販売について」を追加記載し、「第一部 証券情報 第1 募集要項 1 新規発行株式」、「第一部 証券情報 第1 募集要項 5 新規発行による手取金の使途」、「第二部 企業情報 第5 経理の状況 1 連結財務諸表等」、「第四部 株式公開情報 第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況」及び「第四部 株式公開情報 第3 株主の状況」の記載内容の一部を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

- 1 新規発行株式
- 2 募集の方法
- 3 募集の条件
 - (2) ブックビルディング方式
- 4 株式の引受け
- 5 新規発行による手取金の使途
 - (1) 新規発行による手取金の額
 - (2) 手取金の使途

第2 売出要項

- 1 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）
募集又は売出しに関する特別記載事項
2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について
3. ロックアップについて
4. 親引け先への販売について

第二部 企業情報

第5 経理の状況

- 1 連結財務諸表等

第四部 株式公開情報

- 第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況
- 第3 株主の状況

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

(訂正前)

種類	発行数(株)	内容
普通株式	400,000(注)2.	単元株式数は100株であります。 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

(注)1.平成27年11月4日開催の取締役会決議によっております。

2.発行数については、平成27年11月18日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

3.当社は、みずほ証券株式会社に対し、上記発行株式数のうち40,000株を上限として、福利厚生を目的に当社社員持株会(名称:ラクス従業員持株会)を当社が指定する販売先(親引け先)として要請する予定であります。なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け(販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。)であります。

4.当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称:株式会社証券保管振替機構

住所:東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

5.上記とは別に、平成27年11月4日開催の取締役会において、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式60,000株の第三者割当増資を行うことを決議しております。なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2.第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

(訂正後)

種類	発行数(株)	内容
普通株式	400,000	単元株式数は100株であります。 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

(注)1.平成27年11月4日開催の取締役会決議によっております。

2.当社は、引受人に対し、上記発行株式数のうち40,000株を上限として、福利厚生を目的に当社社員持株会(名称:ラクス従業員持株会)を当社が指定する販売先(親引け先)として要請しております。引受人に対し要請した当社の指定する販売先(親引け先)の状況等につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4.親引け先への販売について」をご参照下さい。なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け(販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。)であります。

3.当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称:株式会社証券保管振替機構

住所:東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

4.上記とは別に、平成27年11月4日開催の取締役会において、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式60,000株の第三者割当増資を行うことを決議しております。なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2.第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

(注)2.の全文削除及び3.4.5.の番号変更

2【募集の方法】

（訂正前）

平成27年11月30日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受価額は平成27年11月18日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	-	-	-
入札方式のうち入札によらない募集	-	-	-
ブックビルディング方式	400,000	367,200,000	198,720,000
計（総発行株式）	400,000	367,200,000	198,720,000

（注）1．全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。

2．上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。

3．発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。

4．資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成27年11月4日開催の取締役会決議に基づき、平成27年11月30日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。

5．有価証券届出書提出時における想定発行価格（1,080円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は432,000,000円となります。

6．本募集にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 1 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「2 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。

7．本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3．ロックアップについて」をご参照下さい。

（訂正後）

平成27年11月30日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受価額は平成27年11月18日開催の取締役会において決定された会社法上の払込金額（782円）以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	-	-	-
入札方式のうち入札によらない募集	-	-	-
ブックビルディング方式	400,000	<u>312,800,000</u>	<u>184,000,000</u>
計（総発行株式）	400,000	<u>312,800,000</u>	<u>184,000,000</u>

（注）1．全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。

2．上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。

3．発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。

4．資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成27年11月4日開催の取締役会決議に基づき、平成27年11月30日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。

5．仮条件（920円～1,080円）の平均価格（1,000円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は400,000,000円となります。

6．本募集にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 1 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「2 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。

7．本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 ロックアップについて」をご参照下さい。

3【募集の条件】

(2)【ブックビルディング方式】

(訂正前)

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注)1.	未定 (注)1.	未定 (注)2.	未定 (注)3.	100	自 平成27年12月1日(火) 至 平成27年12月4日(金)	未定 (注)4.	平成27年12月8日(火)

(注)1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、平成27年11月18日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案したうえで、平成27年11月30日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成27年11月18日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び平成27年11月30日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、平成27年11月4日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、平成27年11月30日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、平成27年12月9日(水)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、本募集に係る株券は、発行されません。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとしたします。

7. 申込み在先立ち、平成27年11月20日から平成27年11月27日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

(訂正後)

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1 .	未定 (注) 1 .	782	未定 (注) 3 .	100	自 平成27年12月 1 日(火) 至 平成27年12月 4 日(金)	未定 (注) 4 .	平成27年12月 8 日(火)

(注) 1 . 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

仮条件は、920円以上1,080円以下の範囲とし、発行価格は、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案したうえで、平成27年11月30日に引受価額と同時に決定する予定であります。当該仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株式の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して決定いたしました。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

- 2 . 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額(782円)及び平成27年11月30日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 3 . 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、平成27年11月4日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、平成27年11月30日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。
- 4 . 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
- 5 . 株式受渡期日は、平成27年12月9日(水)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、本募集に係る株券は、発行されません。
- 6 . 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとしたします。
- 7 . 申込み在先立ち、平成27年11月20日から平成27年11月27日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。
- 8 . 引受価額が会社法上の払込金額(782円)を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

4【株式の引受け】

(訂正前)

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、平成27年12月8日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号		
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		
計	-	400,000	-

(注) 1. 平成27年11月18日開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。

2. 上記引受人と発行価格決定日(平成27年11月30日)に元引受契約を締結する予定であります。

3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

(訂正後)

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	360,000	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、平成27年12月8日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	20,000	
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	20,000	
計	-	400,000	-

(注) 1. 上記引受人と発行価格決定日(平成27年11月30日)に元引受契約を締結する予定であります。

2. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

(注) 1. の全文削除及び2. 3. の番号変更

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
397,440,000	10,000,000	387,440,000

(注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,080円)を基礎として算出した見込額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は含まれておりません。

3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(訂正後)

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
368,000,000	10,000,000	358,000,000

(注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、仮条件(920円～1,080円)の平均価格(1,000円)を基礎として算出した見込額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は含まれておりません。

3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2)【手取金の使途】

(訂正前)

上記の手取概算額387,440千円については、「1 新規発行株式」の(注)5.に記載の第三者割当増資の手取概算額上限59,616千円と合わせた、手取概算額合計上限447,056千円について、東京本社オフィスの移転に伴う差入保証金の差入及び設備資金として177,300千円(平成29年3月期)、人材採用費用として121,660千円(平成28年3月期:8,900千円、平成29年3月期:55,790千円、平成30年3月期:56,970千円)、成長サービスである「楽楽精算」の市場シェア拡大を目的とした広告宣伝費95,182千円(平成28年3月期:14,382千円、平成29年3月期:40,400千円、平成30年3月期:40,400千円)、業容拡大に伴うサーバー等の増強費用として46,300千円(平成29年3月期:29,300千円、平成30年3月期:17,000千円)に充当する予定であります。

上記以外の残額は、クラウド事業における「楽楽精算」以外のサービスの広告宣伝費に充当する予定であります。なお、具体的な充当時期までは安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

(訂正後)

上記の手取概算額358,000千円については、「1 新規発行株式」の(注)4.に記載の第三者割当増資の手取概算額上限55,200千円と合わせた、手取概算額合計上限413,200千円について、東京本社オフィスの移転に伴う差入保証金の差入及び設備資金として177,300千円(平成29年3月期)、人材採用費用として93,690千円(平成28年3月期:8,900千円、平成29年3月期:55,790千円、平成30年3月期:29,000千円)、成長サービスである「楽楽精算」の市場シェア拡大を目的とした広告宣伝費95,182千円(平成28年3月期:14,382千円、平成29年3月期:40,400千円、平成30年3月期:40,400千円)、業容拡大に伴うサーバー等の増強費用として46,300千円(平成29年3月期:29,300千円、平成30年3月期:17,000千円)に充当する予定であります。

上記以外の残額は、クラウド事業における「楽楽精算」以外のサービスの広告宣伝費に充当する予定であります。しかしながら、当社グループが属する業界におきましては急速に事業環境が変化することも考えられ、現時点における資金使途計画以外の使途へ充当する可能性があります。なお、具体的な充当時期までは安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

第2【売出要項】

1【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

(訂正前)

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称
-	入札方式のうち入札 による売出し	-	-	-
-	入札方式のうち入札 によらない売出し	-	-	-
普通株式	ブックビルディング 方式	60,000	64,800,000	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 みずほ証券株式会社 60,000株
計(総売出株式)	-	60,000	64,800,000	-

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集に伴い、その需要状況を勘案し、みずほ証券株式会社が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、平成27年11月4日開催の取締役会において、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式60,000株の第三者割当増資の決議を行っております。また、みずほ証券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（1,080円）で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)4.に記載した振替機関と同一であります。

(訂正後)

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称
-	入札方式のうち入札 による売出し	-	-	-
-	入札方式のうち入札 によらない売出し	-	-	-
普通株式	ブックビルディング 方式	60,000	60,000,000	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 みずほ証券株式会社 60,000株
計(総売出株式)	-	60,000	60,000,000	-

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集に伴い、その需要状況を勘案し、みずほ証券株式会社が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、平成27年11月4日開催の取締役会において、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式60,000株の第三者割当増資の決議を行っております。また、みずほ証券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、仮条件(920円~1,080円)の平均価格(1,000円)で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載した振替機関と同一であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

(訂正前)

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である中村崇則（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成27年11月4日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式60,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 60,000株
(2)	募集株式の払込金額	未定（注）1.
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。（注）2.
(4)	払込期日	平成27年12月28日（月）

（注）1. 募集株式の払込金額（会社法上の払込金額）は、平成27年11月18日開催予定の取締役会において決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の払込金額（会社法上の払込金額）と同一とする予定であります。

2. 割当価格は、平成27年11月30日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

(以下省略)

(訂正後)

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である中村崇則（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成27年11月4日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式60,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 60,000株
(2)	募集株式の払込金額	1株につき782円
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。（注）
(4)	払込期日	平成27年12月28日（月）

（注） 割当価格は、平成27年11月30日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

（注）1. の全文及び2. の番号削除

(以下省略)

3. ロックアップについて

（訂正前）

本募集に関連して、貸株人かつ代表取締役である中村崇則は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始日）日（当日を含む）より起算して180日目を経過する日の平成28年6月5日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等は除く。）等を行わない旨合意しております。

また、当社株主かつ当社取締役である浅野史彦、松嶋祥文、井上英輔、北川徹、荻田健治、当社株主かつ当社監査役である野島俊宏、松岡宏治、阿部夏朗、当社株主かつ当社従業員である本松慎一郎、小川典嗣、公手真之、濱川丈人、望月俊孝、当社株主である株式会社セプテーニ、ノジックス株式会社、株式会社Kips、松嶋京子、末広憲一、井上洋一、佐藤亮、尾藤修、八木貴郎、田畑正吾、松本美由紀は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）より起算して90日目を経過する日の平成28年3月7日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、その売却価格が「第1 募集要項」における発行価格の1.5倍以上であって、東京証券取引所における初値が形成された後に主幹事会社を通して行う東京証券取引所での売却等は除く。）等を行わない旨合意しております。

加えて、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、平成27年11月4日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

（訂正後）

本募集に関連して、貸株人かつ代表取締役である中村崇則は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始日）日（当日を含む）より起算して180日目を経過する日の平成28年6月5日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等は除く。）等を行わない旨合意しております。

また、当社株主かつ当社取締役である浅野史彦、松嶋祥文、井上英輔、北川徹、荻田健治、当社株主かつ当社監査役である野島俊宏、松岡宏治、阿部夏朗、当社株主かつ当社従業員である本松慎一郎、小川典嗣、公手真之、濱川丈人、望月俊孝、当社株主である株式会社セプテーニ、ノジックス株式会社、株式会社Kips、松嶋京子、末広憲一、井上洋一、佐藤亮、尾藤修、八木貴郎、田畑正吾、松本美由紀は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）より起算して90日目を経過する日の平成28年3月7日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、その売却価格が「第1 募集要項」における発行価格の1.5倍以上であって、東京証券取引所における初値が形成された後に主幹事会社を通して行う東京証券取引所での売却等は除く。）等を行わない旨合意しております。

加えて、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、平成27年11月4日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

また、親引け先は、主幹事会社に対して、当該親引けにより取得した当社普通株式について、払込期日から株式受渡期日（当日を含む）後180日目の日（平成28年6月5日）までの期間、継続して所有する旨の書面を差し入れる予定であります。

（訂正前）
記載なし

（訂正後）

4．親引け先への販売について

(1) 親引け先の状況等

a．親引け先の概要	ラクス従業員持株会（理事長 公手 真之） 大阪市北区梅田三丁目4番5号
b．当社と親引け先との関係	当社の従業員持株会であります。
c．親引け先の選定理由	従業員の福利厚生のためであります。
d．親引けしようとする株式の数	未定（「第1 募集要項」における募集株式のうち、40,000株を上限として、平成27年11月30日（発行価格等決定日）に決定される予定。）
e．株券等の保有方針	長期保有の見込みであります。
f．払込みに要する資金等の状況	当社は払込みに要する資金として、従業員持株会における積立金の存在を確認しております。
g．親引け先の実態	当社の従業員で構成する従業員持株会であります。

(2) 株券等の譲渡制限

親引け先のロックアップについては、前記「3．ロックアップについて」をご参照下さい。

(3) 販売条件に関する事項

販売価格は、発行価格等決定日（平成27年11月30日）に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の発行価格と同一となります。

(4) 親引け後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式 数の割合 (%)	本募集後の所 有株式数 (株)	本募集後の株式 総数に対する所 有株式数の割合 (%)
中村 崇則	東京都港区	4,140,000	38.10	4,140,000	36.75
浅野 史彦	東京都新宿区	870,000	8.01	870,000	7.72
松嶋 祥文	東京都港区	852,000	7.84	852,000	7.56
ラクス従業員持株会	大阪市北区梅田三丁目4 番5号	716,000	6.59	756,000	6.71
井上 英輔	東京都港区	740,000	6.81	740,000	6.57
本松 慎一郎	東京都港区	580,000	5.34	580,000	5.15
小川 典嗣	大阪府豊中市	270,000	2.48	270,000	2.40
野島 俊宏	兵庫県西宮市	260,000	2.39	260,000	2.31
株式会社セブテーニ	東京都新宿区西新宿八丁 目17番1号	240,000	2.21	240,000	2.13
公手 真之	東京都板橋区	230,000	2.12	230,000	2.04
計		8,898,000	81.89	8,938,000	79.34

(注) 1. 所有株式数及び株式総数に対する所有株式数の割合は、平成27年11月4日現在のものです。

2. 本募集後の所有株式数及び本募集後の株式総数に対する所有株式数の割合は、平成27年11月4日現在の所有株式数及び株式総数に、本募集及び親引け(40,000株を上限として算出)を勘案した場合の株式数及び割合になります。

3. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(5) 株式併合等の予定の有無及び内容

該当事項はありません。

(6) その他参考になる事項

該当事項はありません。

第二部【企業情報】

第5【経理の状況】

1【連結財務諸表等】

【注記事項】

(資産除去債務関係)

当連結会計年度(自平成26年4月1日至平成27年3月31日)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

2. 当該資産除去債務の総額の増減

(訂正前)

資産除去債務の負債計上に代えて差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用計上する方法を用いているものに関して、敷金の回収が最終的に見込めないと算定した金額の増減は以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)
期首残高	18,816千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	9,924
資産除去債務の履行による減少額	5,065
期末残高	23,675

(訂正後)

資産除去債務の負債計上に代えて差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用計上する方法を用いているものに関して、敷金の回収が最終的に見込めないと算定した金額の増減は以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)
期首残高	18,816千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	9,109
資産除去債務の履行による減少額	4,250
期末残高	23,675

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

(訂正前)

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
(省略)									
平成25年9月30日	ノジックス㈱ 代表取締役社長 野島 俊宏	兵庫県 西宮市	特別利害関係者等(役員が議決権の過半数を所有している会社)	井上 英輔	東京都 港区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社の取締役、当社の関係会社の取締役)	2,000	9,570,000 (4,785) (注)4	所有者の事情による
平成25年9月30日	ノジックス㈱ 代表取締役社長 野島 俊宏	兵庫県 西宮市	特別利害関係者等(役員が議決権の過半数を所有している会社)	公手 真之	東京都 板橋区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社の関係会社の取締役)	200	957,000 (4,785) (注)4	当社取締役退任による
平成25年9月30日	ノジックス㈱ 代表取締役社長 野島 俊宏	兵庫県 西宮市	特別利害関係者等(役員が議決権の過半数を所有している会社)	従業員持株会 理事長 公手 真之	大阪市 北区	特別利害関係者等(大株主上位10名)	700	3,349,500 (4,785) (注)4	当社取締役退任による
平成25年9月30日	ノジックス㈱ 代表取締役社長 野島 俊宏	兵庫県 西宮市	特別利害関係者等(役員が議決権の過半数を所有している会社)	吉永 達世	東京都 新宿区	当社代表取締役社長の知人	1,000	4,785,000 (4,785) (注)4	当社取締役退任による
平成25年9月30日	ノジックス㈱ 代表取締役社長 野島 俊宏	兵庫県 西宮市	特別利害関係者等(役員が議決権の過半数を所有している会社)	石川 直樹	東京都 港区	当社代表取締役社長の知人	200	957,000 (4,785) (注)4	当社取締役退任による
平成25年10月31日	ノジックス㈱ 代表取締役社長 野島 俊宏	兵庫県 西宮市	特別利害関係者等(役員が議決権の過半数を所有している会社)	㈱ラクス 代表取締役社長 中村 崇則	大阪市 北区	当社	2,900	13,876,500 (4,785) (注)4	当社取締役退任による
(省略)									

(注記省略)

(訂正後)

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
									(省略)
平成25年 9月30日	ノジックス㈱ 代表取締役社長 野島 俊宏	兵庫県 西宮市 甲子園 四番町 6番26号	特別利害関係者等(役員が議決権の過半数を所有している会社)	井上 英輔	東京都 港区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社の取締役、当社の関係会社の取締役)	2,000	9,570,000 (4,785) (注)4	当社取締役 退任による
平成25年 9月30日	ノジックス㈱ 代表取締役社長 野島 俊宏	兵庫県 西宮市 甲子園 四番町 6番26号	特別利害関係者等(役員が議決権の過半数を所有している会社)	公手 真之	東京都 板橋区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社の関係会社の取締役)	200	957,000 (4,785) (注)4	当社取締役 退任による
平成25年 9月30日	ノジックス㈱ 代表取締役社長 野島 俊宏	兵庫県 西宮市 甲子園 四番町 6番26号	特別利害関係者等(役員が議決権の過半数を所有している会社)	従業員持株会 理事長 公手 真之	大阪市 北区梅田 三丁目 4番5号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	700	3,349,500 (4,785) (注)4	当社取締役 退任による
平成25年 9月30日	ノジックス㈱ 代表取締役社長 野島 俊宏	兵庫県 西宮市 甲子園 四番町 6番26号	特別利害関係者等(役員が議決権の過半数を所有している会社)	吉永 達世	東京都 新宿区	当社代表取締役社長の知人	1,000	4,785,000 (4,785) (注)4	当社取締役 退任による
平成25年 9月30日	ノジックス㈱ 代表取締役社長 野島 俊宏	兵庫県 西宮市 甲子園 四番町 6番26号	特別利害関係者等(役員が議決権の過半数を所有している会社)	石川 直樹	東京都 港区	当社代表取締役社長の知人	200	957,000 (4,785) (注)4	当社取締役 退任による
平成25年 10月31日	ノジックス㈱ 代表取締役社長 野島 俊宏	兵庫県 西宮市 甲子園 四番町 6番26号	特別利害関係者等(役員が議決権の過半数を所有している会社)	㈱ラクス 代表取締役社長 中村 崇則	大阪市 北区梅田 三丁目 4番5号	当社	2,900	13,876,500 (4,785) (注)4	当社取締役 退任による
									(省略)

(注記省略)

第3【株主の状況】

(訂正前)

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
	(省略)		
ラクス従業員持株会 (注)3	大阪市北区	716,000	6.59
	(省略)		
計	-	10,866,000	100.00

(注記省略)

(訂正後)

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
	(省略)		
ラクス従業員持株会 (注)3	大阪市北区梅田三丁目4番5号	716,000	6.59
	(省略)		
計	-	10,866,000	100.00

(注記省略)